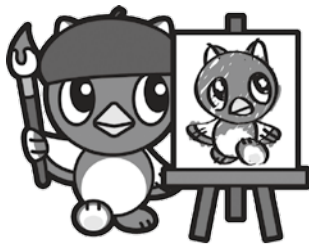


# 市民文化祭の 出演者・出品者募集一覧

お問い合わせは、文化・スポーツ課 ☎481-0305へ



| 部門                              | 期日・場所   | 応募方法  |
|---------------------------------|---|---|
| 八千代川柳大会                         | 9月24日(日)<br>勝田台文化センターホール  | 課題「清掃」、「いまましい」、「相談」、「憂さ晴らし」、「のりのり」と、特別課題「開く」を2句ずつ提出。当日参加費1,000円(正午～午後1時に受け付けで支払い)。欠席投句は住所・氏名(雅号)・電話番号を明記の上、〒276-0043 萱田2215-15川柳大会事務局・鈴木みち子 ☎482-4350へ。参加費500円(切手可)を現金書留で郵送。9月16日(土)必着。   |
| 八千代菊花大会                         | 10月21日(土)～11月15日(水)<br>旧農業研修センター(JA八千代市となり)                                 | 作品は盆養、ダルマ、福助。いずれも鉢植えのもの。10月10日(火)までに八千代菊花会・丸山三福 ☎090-6795-8362または丸山靖 ☎080-1363-0572へ申し込みを。出品料1点200円(作品搬入日の10月20日(金)に集金)。出品者には、会期中の受け付け当番や水やりなどの手伝いを数日お願いします。  |
| 市民美術展                           | 絵画  | 一人1点。水彩・油彩・日本画など、画題、号数(F50号以下)をフックで吊るせる状態で出品。出品料500円。   |
|                                 | 書道・刻字   | 一人1点。刻字は仕上がり寸法(縦フリー×横100cm以内)、裏打ち表装のこと(額装・軸装可)、釈文を明記。出品料500円。   |
|                                 | 写真  | 白黒またはカラー、一人1点。全紙(64cm×53cm)以内でフックで吊るせる状態で出品。出品料500円。  |
|                                 | 工芸  | 一人1点。幅・奥行1m以内、高さ2m以内。素材は自由(倒れる危険がないもの)。出品料500円。   |
| 短歌大会                            | 11月12日(日)<br>八千代台東南公共センターホール  | 未発表一首をハガキに書き、住所・氏名(ふりがな)・電話番号を明記の上、郵送。10月1日(日)必着。昼食・飲み物は各自持参。会費1,000円は当日支払い。申し込みなどは〒276-0034八千代台西10-9-5元村泰介 ☎482-3003へ。   |
| 子どもの創造表現フェスティバル2017～ぼくたちの夢ステージ～ | 11月26日(日)<br>市民会館小ホール   | ①対象は18歳以下の子どもたち。ダンス・手品・合唱・劇など、2人以上で舞台発表ができます。時間は入退場を含めて8分間(時間厳守)。参加費一人500円。先着12組(1組20人まで)。(事前説明会有)<br>②当日の進行を担当する小学5年～高校生の子ども制作スタッフも同時募集。舞台監督・音響・照明などの本格的な舞台裏方体験ができます。参加費一人1,000円(実行委員会があります)。先着12人。<br>③8月29日(火)ふれあいプラザ4階でフェスティバルの看板づくりワークショップ。参加費一人1,000円。絵具などの絵を描く道具持参。先着15人。①②③とも必ず事前に連絡を。8月7日(月)申し込み開始。申し込み・問い合わせは特定非営利活動法人子どもネット八千代 ☎486-4699(月曜～金曜日午前10時～午後4時)へ。 |
| 市民芸能祭                           | 11月3日(祝)・4日(土)<br>市民会館大ホール  | 市内在住の個人または市内で活動している団体対象。所定の参加申込書を8月16日(水)～31日(水)午前9時～午後5時に直接市民会館へ(火曜休館)。申込書は市民会館、八千代台・勝田台文化センターの各窓口または(公財)八千代市文化・スポーツ振興財団ホームページからダウンロード。募集するジャンルは各種舞踊、ダンス、カラオケ、詩吟、民謡、落語、楽器演奏など。問い合わせは市民会館 ☎483-5111へ。   |
| 手工芸展                            | 11月10日(金)～12日(日)<br>勝田台文化センター展示室<br>※搬入11月9日(木)午前10時から<br>搬出11月12日(日)午後3時から | 木彫り・陶芸・編み物・ガラス工芸など、手工芸に関するものなら個人・団体・年齢・性別不問。出品料1区画1,000円(テーブル180cm×45cm)。往復はがきに住所・氏名・電話番号・作品の分野・点数・希望区画、団体の場合は代表者名・参加者数を明記し、〒276-0023勝田台2-5-1勝田台文化センター内「手工芸展事務局」へ郵送。8月31日(木)必着。<br>※出品者は「手工芸展実行委員会」に参加してください。第1回実行委員会は9月8日(金)、同センター2階音楽室で午前10時から。この日に出品料を集金します。問い合わせは同センター・小倉 ☎483-2141へ。   |

## 募集 明るい選挙 啓発ポスター・標語作品

■ポスター作品 明るい選挙の推進を表すもの。描画材料は自由。サイズは、画用紙の四ツ切(54.2cm×38.2cm)、ハツ切(38.2cm×27.1cm)もしくはそれに準じる大きさ。一人1点、自作で他に応募していないもの。

■標語作品 きれいな選挙の推進、棄権防止の呼び掛けを表すもの。適当な大きさの短冊に20字以内。一般部門のみはがきでの応募可。一人2点以内、自作で他に応募していないもの。

■応募方法 ポスターは作品の裏右下に、標語は作品表の左に次の事項を記入し、9月8日(金)までに〒276-8501市選挙管理委員会へ郵送またはお持ちください。

【小・中・高校の各部門】学校名、学年、氏名(フリガナ)  
【一般部門】住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号  
入賞作品の著作権は主催者に属し、作品は啓発活動などで利用します。その際には、市町村名、学校名、学年、氏名を公表します。応募作品は原則、返却しません。  
(選挙管理委員会)



▲ 昨年のポスター(一般の部) 最優秀作品

## 水辺の危険な場所には近寄らないで

印旛沼や新川の周辺には農業用の用排水施設や、洪水を防ぐための施設などがいくつもあります。このような施設周辺では水の事故が発生しやすく、大変危険です。施設への立ち入りや、周辺での水遊び、釣りなどは絶対にしないでください。

子どもたちがこのような場所で遊んでいるのを見かけたら注意してください。(農政課)

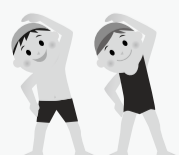
## 急な天候の変化に注意を

国内で発生する突発的な雷雨、ひょう、竜巻などの原因は、発達した積乱雲です。積乱雲は、夏から台風シーズンに発生しやすく、ここ数年は、甚大な被害を受ける災害が発生しています。「雷の音が聞こえてきた」「真っ黒な雲が近づいてきた」「急に冷たい風が吹いてきた」など、積乱雲が近づいている予兆を感じたら、頑丈な建物に避難するなどして、身の安全確保に努めてください。(総合防災課)

## 村上北小学校・新木戸小学校のプールを市民に開放します

市内在住か在勤・在学の人を対象にプールを開放します。

▼開放場所/日程 村上北小学校プール/7月25日(火)～8月10日(木)、新木戸小学校プール/8月17日(木)～30日(水)(いずれも土曜・日曜日を除く) ▼開放時間 (1)午前9時10分～正午(受け付けは9時から。10時と11時から10分間休憩 ※月曜日は水質調整のため、午前の部はお休みです。(2)午後1時10分～午後4時(受け付けは1時から。2時と3時から10分間休憩) ▼利用条件 原則として1日1回で各回先着90人(1日2部制で1回ごとに入れ替え)。小・中学生は、利用時に保護者同意書(プールカード)が必要です。プールカードは、支所、図書館、公民館にあります。幼児は、成人同伴で、オムツが取れていることが条件です(成人1人に対し、幼児2人まで同伴可能) ▼利用料金 20円(傷害保険料) ▼注意事項 ①水着、水泳帽を着用してください ②ゴムボートや足入れ式の浮き輪などは使用できません ③学校敷地内への車の乗り入れや自転車での来校はできません ④刺青のある人は使用できません ⑤サンオイルや日焼け止めなど、水質劣化の原因となる物は使用できません ⑥水分補給のための飲み物を除き、飲食物はプールサイドへ持ち込めません ⑦小・中学生は、プールカードが無い場合入場できません(同意書記入・押印漏れも同様) ⑧その他、利用にあたっては監視員の指示に従ってください ⑨学校へ利用当日の実施状況などの問い合わせはできません ※天候・水温・水質の状況により、一時休止または休場する場合があります。事業実施については、文化・スポーツ課 ☎(481)0305へ



## 「八千代市空き家等の適正管理に関する条例」が 変わります

八千代市空き家等の適正管理に関する条例を一部改正し、「八千代市空き家等の適切な管理に関する条例」として、8月1日(火)から施行します。

現在、市では放置される空き家の管理について、条例や「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家の所有者などに適切な管理を促しています。

今回の改正で、同法に規定されていない「緊急安全措置」を新たに規定しました。具体例として、台風などの自然災害時に管理不全な空き家が原因で建築部材が飛散するなど、公共の場に危害を及ぼす恐れがある場合、市が緊急に最小限度の範囲で危害を回避する措置を行うことができます。

空き家は個人資産です。所有者による管理が基本となりますので、適切な管理をお願いします。(建築指導課)